

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社グループは、法令遵守を徹底し経営の透明性、企業倫理の意識を高めた確かな意思決定と迅速な業務執行を行っていくことが、コーポレートガバナンスの基本であり、その充実・強化が経営上の重要課題であると認識しています。

現在、内部統制システムを構築し、コーポレートガバナンス体制の強化を図っております。

また監査体制の充実を図るとともに、医薬品企業としての企業倫理・コンプライアンス・内部統制・リスク管理の構築・維持・向上についても取組みを強化しております。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【原則3-1】

＜報酬決定の方針と手続＞

( )経営陣幹部・取締役の報酬を決定する基本方針は、基本報酬と業績連動報酬及び中長期的視点に立った業務遂行及び能力評価による報酬にて構成されております。

経営陣幹部・取締役の報酬につきましては、2019年2月に設立した報酬委員会にて報酬内容決定に関する方針及び報酬額等に関して審議し取締役会に提言され、取締役会にて決定することにしております。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】政策保有株式について

＜政策保有株式に関する基本方針＞

当社の事業戦略にとって影響力が大きいと思われる企業に対しては、中長期的な観点から政策保有株式に投資を行います。既に保有している政策保有株式についても定期的に検証を行い、その保有意義がなくなった場合、または当該企業との対話を通じて影響力が認められないと判断した時点において、適切な時期に処分することとしております。

毎年、取締役会で保有する個別の政策保有株式について、保有目的、保有に伴う便益やリスク、資本コスト等を総合的に検証し、保有の適否を判断してまいり、検証内容についても開示してまいります。

＜政策保有株式の議決権行使の基準＞

中長期的視点で企業価値・株主還元が向上するかどうかを基準として、議案の内容を精査し当社の事業方針に照らし議決権を行使しています。

【原則1-7】関連当事者間の取引について

当社は、当社役員との取引または利益相反取引については、取締役会で決議したうえで実行し、結果を取締役に報告することとしています。また主要株主や関係会社等関連当事者との取引についても取引条件の合理性等を審査したうえで、社内規則に基づいた手続を行っています。

【原則2-6】企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮について

全従業員が確定拠出年金制度の対象となっており、一部の従業員を除いて、確定拠出年金制度を導入しております。

制度の加入者については、当社はアセットオーナーとして対象の従業員に対しては、資産運用に関する教育研修等の実施を行っており、また定期的に運用実績等の配布をしており、今後とも加入者への教育研修の強化及び制度利用の推奨を働きかけていきます。

また上記一部の従業員については、当社とは独立した企業年金基金に加入していますが、運用機関に対するモニタリングを通して当該従業員及び当社に影響を与えることがないよう注力していきます。

【原則3-1】情報開示の充実について

＜経営理念や経営戦略、経営計画＞

( )中期経営計画を継続的に策定、公表し、経営戦略を明確にするとともに、国内外の機関投資家や個人投資家に対するIR活動を積極的にを行い、広く理解いただけるよう努めています。

＜基本的な考え方と基本方針＞

( )コーポレートガバナンスの基本方針を当社ホームページ、コーポレートガバナンス報告書及び有価証券報告書に記載しています

＜報酬決定の方針と手続＞

( )経営陣幹部・取締役の報酬を決定する基本方針は、基本報酬と業績連動報酬及び中長期的視点に立った業務遂行及び能力評価による報酬にて構成されております。

経営陣幹部・取締役の報酬につきましては、2019年2月に設立した報酬委員会にて報酬内容決定に関する方針及び報酬額等に関して審議し取締役会に提言され、取締役会にて決定することにしております。

＜選解任の方針と手続＞

( )経営陣幹部の選解任については、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する豊富な経験と見識等を有する人材を総合的に判断し実施しております。

取締役・監査役候補の指名を行うにあたっては、当社の事業全体を考え、経営・営業・生産・開発・医学・薬学・財務会計・法務・監査など全般にバランスをとれるよう配慮しております。

取締役・監査役の選任については、2019年2月に設置した指名委員会で審議し取締役会に提言、取締役会において決定の上、株主総会の決議により選任することとしております。

また取締役・監査役に不正な行為、会社が信用を損なう行為などがあった場合、あるいは役員としての適正に欠けると判断した場合は、指名委員

会で審議し取締役会に提言、取締役会にて辞任勧告を決定し、株主総会の決議により解任することとしております。

< 個々の選解任・指名について説明 >

( ) 個々の執行役員については、取締役会が、人格、識見、能力等を総合的に勘案し、選解任を決定しております。個々の取締役・監査役候補の説明は、株主総会招集通知に記載しております。

【補充原則4-1-1】取締役会の役割・責務と経営陣に対する委任の範囲の概要について

当社の取締役会は会社法、関連法規及び定款に定める事項や次に掲げる事項に関する決定又はモニタリングを行うほか、事業計画や経営理念の達成に向けた経営の監督を行っています。

- (1) 株主総会等に関する事項
- (2) 役員等に関する事項
- (3) 株式等に関する事項
- (4) 経営の基本方針等の事項
- (5) 内部統制に関する事項
- (6) 重要な業務に関する事項

取締役会は経営全般に対する監督機能の強化を図るため上記事項を除いた業務執行の決定に係る事項を取締役及び執行役員に委任することができます。取締役会は当社グループの経営会議、内部統制システムやリスク管理等の適切な体制整備を図り、委任事項の意思決定過程の合理性を担保しています。

【原則4-9】独立社外取締役の独立性判断基準及び資質について

当社では独立社外取締役の独立性判断については、東京証券取引所が定める基準をもとに定めた「独立社外取締役の独立性判断基準」を定めて対応しております。

更に選定にあたっては、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物であり、かつジェンダー等の多様性にも配慮しておりますが、今後は国際性の面からも多様性を一層進めてまいります。

【補充原則4-11-1】取締役会全体のバランス、多様性および規模について

当社の取締役会は取締役9名、監査役4名で構成しており、選定にあたっては、経営・営業・生産・開発・医学・薬学・財務会計・法務・監査の専門的知識と経験を有した人物で構成することを基本的な考え方とし、これまで同様にジェンダーの多様性を考慮するのみならず、今後は国際性の面からの多様性も推進してまいります。

当社の社外取締役は商工会議所会頭、大学教授、弁護士及び医師で構成され、高い専門性と公平性を有しており、社外監査役は公認会計士、税理士等の高い専門性を有する者を選任するなどして知識・経験・能力のバランスに十分に配慮した構成となっています。

【補充原則4-11-2】取締役・監査役の兼任状況について

社外取締役・社外監査役の他団体での兼任状況は、株主総会招集通知及び有価証券報告書を通じ、毎年開示を行っています。

社外取締役・社外監査役は他の上場会社の役員を兼務する者もいますが、合理的な範囲にとどまっています。

【補充原則4-11-3】取締役会全体の実効性評価について

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方に定める当社の取締役会の役割や責任等のあるべき姿と2017年度における取締役会の状況との違いを認識し、取締役会の実効性をより高めるために今後検討すべき事項を把握することを目的に、取締役および監査役全員に対するアンケートを2018年5月～6月にかけて実施いたしました。

アンケート大項目は、以下のとおりです。

- 1) 取締役会の構成、2) 取締役会の運営、3) 取締役会の議題、4) 取締役会を支える体制

実施したアンケート42項目の分析結果をもとに2018年6月の取締役会にて意見交換を行いました。その結果、当社の取締役会の実効性は確保できていることを確認しました。一方、取締役会の実効性をより高めるために、取締役が会議の場でより充実した議論形成ができるよう、資料の配布時期や事前検討時間の更なる確保に改善の余地があることを確認しました。実効性評価の結果を踏まえて、取締役会がより高い実効性を確保できるよう審議の充実と実効性の向上に努めていきます。

なお、取締役会の実効性に関する評価結果の概要についてはホームページ上で公開しております。

<http://nichiiiko-ir.irbridge.com/ja/CorporateGovernance.html>

【補充原則4-14-2】取締役・監査役のトレーニング方針について

当社は、取締役・監査役が期待される役割・責務を適切に果たすことができるよう、時事関連・医薬関連・その他法改正などの新しい情報の収集や各担当分野に関する知識を習得するという方針のもと、社内研修の実施や社外セミナー等の受講の機会を積極的に設けています。

【原則5-1】株主との建設的な対話に関する方針について

当社では株主との建設的な対話についてIR活動を通じて会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するよう対応しています。

具体的には代表取締役社長の他、副社長執行役員及び管理本部長等の各取締役がIR活動に出席し、株主との建設的な対話を実施しています。また投資家をはじめとしてステークホルダーへの情報開示の充実を目的に、社長室に新たにコーポレート・コミュニケーション部を設置し、活動を強化しております。

株主や投資家に対しては、決算説明会を半期に1回開催するとともに、スモールミーティング等も実施しています。また当社の株主構成を鑑み米国・欧州・アジアなどの海外投資家訪問を定例的に実施することを基本方針として、国内の個人投資家向け説明会も随時実施しています。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社TAMURA	4,539,341	7.48
株式会社北陸銀行	2,831,850	4.67

株式会社拓	2,122,600	3.50
田村友一	1,790,507	2.95
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,412,200	2.33
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,332,700	2.20
ニプロ株式会社	1,321,000	2.18
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,206,700	1.99
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	991,000	1.63
日医工従業員持株会	840,169	1.38

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

#### 補足説明

株式会社拓は株式会社TAMURAの完全子会社です。

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	医薬品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
高木 繁雄	他の会社の出身者													
酒井 秀紀	学者													
今村 元	弁護士													
種部 恭子	その他													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高木 繁雄		富山商工会議所会頭	長年金融機関で培った豊富な経験・見識を有しており、社外取締役として独立した立場から有用な助言と判断が期待でき、取締役会の透明性の向上、ガバナンス強化に繋がるものと考えており、社外取締役及び独立役員として選任しております。
酒井 秀紀		富山大学大学院医学薬学研究部教授	大学教授として培った豊富な専門知識・見識等を有しており、社外取締役として独立した立場から有用な助言と判断が期待でき、取締役会の透明性の向上、ガバナンス強化に繋がるものと考えており、社外取締役及び独立役員として選任しております。

今村 元	今村法律事務所代表	弁護士として法務の専門知識等を有しており、社外取締役として独立した立場から有用な助言と判断が期待でき、取締役会の透明性の向上、ガバナンス強化に繋がるものと考えており、社外取締役及び独立役員として選任しております。
種部 恭子	医療法人社団藤聖会女性クリニックWe富山院長	医師として医療業界における高度な専門知識・見識を有しており、女性社外取締役として独立した立場から有用な助言と判断が期待でき、取締役会の透明性の向上、ガバナンス強化に繋がるものと考えており、社外取締役及び独立役員として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

## 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の員数	4名
監査役の人数	4名

### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査、監査役監査及び会計監査との間で相互連携を図るため、三者会合を定期的に開催し、情報交換を行っております。また、内部統制部門は監査部門等から様々な提言を受けております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
堀 仁志	公認会計士													
佐藤 孝	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
堀 仁志		堀税理士法人代表社員	財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、実効性の高い監査機能を果たします。
佐藤 孝		公認会計士佐藤孝事務所所長	監査法人においての実務を通じて培われた豊富な経験と高い見識により、実効性の高い監査機能を果たします。

### 【独立役員関係】

独立役員の数	6名
--------	----

#### その他独立役員に関する事項

当社では、独立社外取締役(4名)及び独立社外監査役(2名)の全員をもって構成する独立役員会議を設置しており、互選により筆頭独立役員を選出し、原則半期に1回開催しています。  
同会議を通じ、独立かつ客観的な経営の監督の実効性を高めることに努めています。

### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

#### 該当項目に関する補足説明

短期インセンティブ、長期インセンティブのストックオプションを導入しております

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、子会社の取締役
-----------------	---------------

#### 該当項目に関する補足説明

当社はストック・オプション制度を導入しており、当社役員(社外取締役除く)、子会社の取締役に付与しております。

### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

#### 該当項目に関する補足説明

取締役、監査役、社外役員ごとに合計額を開示しております

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

#### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役には管理本部が窓口となり情報提供を行う体制を取っております。  
社外監査役には社内監査役が窓口となり情報提供を行う体制を取っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社グループは、法令遵守を徹底し経営の透明性、企業倫理の意識を高めた確かな意思決定と迅速な業務執行を行っていくことが、企業統治の基本であり、その充実・強化が経営上の重要課題であると認識しています。

当社は、取締役会及び監査役会を企業統治の体制の根幹としております。

取締役会は、社外取締役4名を含む9名の取締役で構成されており、経営戦略について十分に議論して意思決定を行う体制をとっております。取締役会は、時代の変化や要求に即応した経営を実行するため、月1回以上開催し、経営上の基本的な方針や戦略について審議・決定しております。取締役及び監査役に執行役員等を加えた「経営会議」を原則週1回開催し、重要課題の執行について報告・議論・決議しております。出席者全員の問題意識の共有化と課題遂行への連帯感の醸成を図ったうえで、経営として適切な判断・指示を迅速に下すことで、業務全般にお

いて透明性と健全性の向上を図り効率性と機動性を発揮するよう努めております。

監査役会は、常勤監査役2名及び社外監査役2名で構成されており、監査役は取締役会やその他重要な会議に出席し当該業務執行の適法性、妥当性に関する意見表明をはじめとして、中立性を確保しつつ経営全般に対して適切に監査しております。

監査役会は、社内内部監査部門及び会計監査人との相互連携を図るため、定期的に三者会合を開催し、情報交換を行い、内部統制部門に対して医薬品企業としての企業倫理、コンプライアンス、リスク管理及び内部統制の構築・整備・運用について必要な提言をしております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、良質な経営の実現及び株主・投資者からの信頼確保の観点から、企業統治の体制のあり方は極めて重要であると考えています。

独立性の高い社外取締役による監督機能及び社外監査役による監査機能の充実が内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携と相俟って、内部統制部門に対して有用な提言を行える体制が企業統治の強化のうえで最適であると判断し、本体制を採用しております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	規定されている2週間前よりも早く送付しております。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の皆様に出席頂けるよう、集中日を回避して開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を実施しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームを開設しております。
招集通知(要約)の英文での提供	狭義の招集通知及び株主総会参考書類について、英文での提供を行っております。
その他	株主総会の運営に関しては経営方針の説明、事業戦略・事業報告等を映像を用いわかり易く実施しております。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	自社ホームページに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家の皆様を対象とした説明会を適宜実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算説明会、決算説明会を東京で開催しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家に対して定期的に個別訪問して、対話しております。又、証券会社の主催するカンファレンスに参加し投資家との対話を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算説明会資料、中期経営計画、決算短信、有価証券報告書等をホームページに掲載しています。 なお、決算説明資料、中期経営計画および決算短信については英文でも掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRの担当部署として社長室 コーポレート・コミュニケーション部が業務を実施しております。  お問い合わせ先 ir@nichiiiko.co.jp	
その他	個別ミーティングを国内外の機関投資家に対して実施しております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	日医工グループ企業行動憲章を定め、ステークホルダーの立場の尊重について規定し、ミッションステートメントとして全従業員にハンドブックを配布しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	盲導犬育成応援団事業を2005年より継続実施しております。 地球温暖化防止のためクールビズを実施しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	日医工グループ企業行動憲章においてステークホルダーに対する情報開示と保護について策定しています。



## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制(以下「内部統制システム」という。)の整備を図っております。

#### 1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の整備(会社法第362条第4項第6号前段関連)

コンプライアンス体制の基礎として、日医工グループ企業行動憲章、日医工グループ役員・社員行動基準及び日医工グループコンプライアンス規程を制定し、法令・定款を遵守した行動をとるための行動規範を定める。代表取締役社長は繰り返しその精神を伝えることにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。それを具現化するため、代表取締役社長を委員長、各本部長・取締役等を委員とする内部統制委員会を設置し、内部統制システムの構築・維持・向上を推進するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備及び維持を図ることとする。

コンプライアンス委員会は、コンプライアンス担当取締役が委員長を務め、日医工グループを横断的にコンプライアンス上の問題点の把握、分析、対策実施に努め、規則・ガイドライン等の策定及び研修を実施する。

各本部・子会社においてコンプライアンス上の問題を発見した場合は速やかにコンプライアンス委員会に報告することになっており、コンプライアンス委員会はあわせて内部通報制度規程による情報の確保にも努め、報告内容を調査し、再発防止策を各業務部門と協議の上、決定し全社的に再発防止策を実施させ、リスク管理委員会、代表取締役社長及び取締役会に報告する。

コンプライアンス担当取締役、監査役会、内部監査部門、会計監査人は定期的に会合を持ち、情報の交換に努め、その結果をコンプライアンス委員会に報告する。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては毅然たる行動をとり、不当・不法な要求に対しては、警察や弁護士等の外部の専門機関と緊密に連携し、組織的に対応する。

#### 2. その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備(会社法第362条第4項第6号後段関連)

##### 1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制(会社法施行規則第100条第1項第1号関連)

文書取扱規定、文書管理規定及び機密文書管理規定に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電子的媒体(以下「文書等」という。)に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書取扱規定、文書管理規定及び機密文書管理規定により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。必要に応じて、10年間は閲覧可能な状態を維持する。

情報セキュリティ基本方針及びその他情報セキュリティ関連規定に従い、電子情報の保護、管理、活用の水準向上及び円滑化を図る。

##### 2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制(会社法施行規則第100条第1項第2号関連)

リスク管理体制の基礎として、日医工グループリスク管理規程を定め、代表取締役社長を委員長、各本部長・取締役等を委員とするリスク管理委員会を設置して、リスク管理基本方針に基づき、グループ事業の推進・拡大及び企業価値に影響を及ぼす可能性のあるリスクに対し、リスク管理体制やリスク管理の一連のプロセスの構築を通じて経営に重大な影響を及ぼすリスクを特定し、適切な対策を実施することにより、事業の継続的・安定的発展を確保する。

##### 3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則第100条第1項第3号関連)

企業目標を定め、この浸透を図るとともに、目標達成に向けて各部門が実施すべき具体的な目標及び権限分配を含めた効率的な達成方法を各業務担当取締役が決定し、事業活動を行う。ITを有効活用し、その結果を迅速にデータ化することで、取締役会が定期的にレビューし、効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現するシステムを整備する。

##### 4. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(会社法施行規則第100条第1項第4号関連)

「1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の整備」に関する基本方針を準用する。

##### 5. 次に掲げる体制その他の当社及びその子会社から成る企業集団(以下「当社グループ」という。)における業務の適正を確保するための体制(会社法施行規則第100条第1項第5号関連)

当社が設置した内部統制委員会は、当社グループの内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を整備する。当社取締役、執行役員、部長及び子会社の社長は、各部門の業務執行の適正を確保する内部体制の確立と運用の権限と責任を有する。当社の内部監査部門は、当社グループの内部監査を実施し、その結果を内部統制委員会及び各部門の責任者に報告し、内部統制委員会は必要に応じて、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。

金融商品取引法に基づき、当社グループの財務報告に係る信頼性を確保するため、必要かつ適切な内部統制システムを整備し、運用にあたる。

また、コンプライアンス・内部監査統括室は内部統制の有効性を評価し、不備の評価結果に対しては是正に関する提言を行うとともに、是正結果を含めて取締役会に報告する。

##### イ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

・当社は、当社が定める関係会社管理規程に基づき、子会社の経営内容を的確に把握するため、関係資料等の提出を求める。

・当社は、子会社がその営業成績、財務状況その他の重要な情報について当社に報告するための子会社会議を開催する。

##### ロ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・当社は、当社グループのリスク管理について定める日医工グループリスク管理規程において子会社にリスク管理を行うことを求めるとともに、当社グループのリスクを網羅的・統括的に管理する。

・当社は、当社グループのリスク管理を担当する機関としてリスク管理委員会を運営し、当社グループのリスクマネジメント推進にかかわる課題・対応策を審議する。

##### ハ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、当社グループ中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、毎事業年度ごとの当社グループの経営計画や予算等を定める。

##### ニ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・当社は、「日医工グループ企業行動憲章、日医工グループ役員・社員行動基準」に基づき、社会的な要請に応える適法かつ公正な事業活動に努めるよう当社グループの全ての役職員に周知徹底する体制を整備させる。

・当社は、当社グループの役職員に対して年1回のコンプライアンス研修を行い、法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是

正を図るために内部通報体制を整備する。

6 監査役がその職務を補助すべき使用人(補助使用人)を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項(会社法施行規則第100条第3項第1号関連)

監査役の職務を補助するため、専任の使用人を置く。使用人の人選等については、監査役と取締役が協議して決定する。

7 補助使用人の取締役からの独立性に関する事項(会社法施行規則第100条第3項第2号関連)

監査役の業務補助に従事する使用人は、監査役より指示された監査業務の実施に関して、取締役の指揮命令系統から独立している。

8 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項(会社法施行規則第100条第3項第3号関連)

当社は、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の役員及び使用人に周知徹底する。

9 次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制(会社法施行規則第100条第3項第4号関連)

イ 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

・取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社グループに重要な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度規程による通報状況及びその内容を定期的に報告する。

ロ 子会社の取締役・監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

・子会社の役員及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

・子会社の役員及び使用人は、法令等の違反行為、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、ただちに当社の子会社管理担当部門へ報告を行うか、又は内部通報担当部門に通報する。

・当社の内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の担当部門は、定期的に当社監査役に子会社における現状を報告する。

・内部通報の担当部門は、当社グループの役員及び使用人からの内部通報の状況について、通報者の匿名性に必要な処置をしたうえで、定期的に当社取締役、監査役に対して報告する。

10 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制(会社法施行規則第100条第3項第5号関連)

当社は、監査役への報告を行った当社グループの役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び使用人に周知徹底する。

11 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項(会社法施行規則第100条第3項第6号関連)

監査役の職務執行に関して生じる費用については、会社の経費予算の範囲内において、所定の手続きにより会社が負担する。

12 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則第100条第3項第7号関連)

監査役会は、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に基づき、当社では「反社会的勢力先への対応管理規程」を制定し、「反社会的勢力への対応管理」を全社に周知徹底しております。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

平成29年6月16日開催の当社第53期定時株主総会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取り組みとして、当社に対する濫用的な買収等を防止するため、当社の株券等の大規模買付行為に関する対応策を導入することにつき、出席株主の議決権の過半数の賛同を得て可決され、当該定時株主総会の日をもって効力が発生しております。

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

